

## 卷末資料

- ・ 卷末資料① ..... - 1 -  
持続可能性に配慮した木材供給・利用に係る事例
  
- ・ 卷末資料② ..... - 9 -  
第1回検討委員会資料（抜粋）  
第2回検討委員会資料（抜粋）  
第3回検討委員会資料（抜粋）

令和6年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業  
のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備  
(持続可能な木材供給・利用の環境整備)

## 持続可能性に配慮した 木材供給・利用に係る事例



### 持続可能性に配慮した木材の供給・利用に係る事例 事例紹介における各区分およびテーマ



- 本事例は、文献調査等および聞き取り調査(事例調査およびヒアリング)の結果より、持続可能性に配慮した木材供給・利用を行う事業者の現場実態の一例また事業の取組例として整理した\*。  
※【川上 4.】および【評価機関等 10.および11.】は、文献調査等の結果である。
- 大まかに4つの項目(取組の背景、取組の内容、情報伝達の方法等、今後の取り組み)で内容をまとめた。

#### 【川上(森林経営)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合

1. 南三陸森林管理協議会
2. 登米町森林組合(登米市森林管理協議会)
3. 田島山業株式会社
4. 佐伯広域森林組合

#### 【川中(木材加工・流通)】持続可能性が担保された木材・木材製品の調達・供給する場合

5. ノースジャパン素材流通協同組合

#### 【川下(建築)】国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達する場合

6. 住友林業株式会社
7. 株式会社竹中工務店
8. 大成建設株式会社
9. 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社

#### 【評価機関等】持続可能性や生物多様性に関する取り組み

10. 一般社団法人CDP Worldwide-Japan
11. TNFDコンサルテーショングループ・ジャパン



## 【川上(森林経営)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合 南三陸森林管理協議会



### (1) 取組の背景

東日本大震災をきっかけに南三陸町の在り方を検討し、山側の責務は「持続可能な森林管理」であるべきと結論付け、FSC認証の取得を決意。平成27(2015)年に、森林経営計画がある町有林と森林所有者が、南三陸森林管理協議会(以下、「協議会」という。)を設立し、県内初のFSC認証を共同認証により取得。令和6(2024)年12月時点のFSC認証林の面積は2,579haであり、そのうち2,471haが2024年前期に自然共生サイトに登録。一部の認証林でJ-クレジット創出。

### (2) 取組の内容

令和5(2023)年には、協議会のFSC認証林でWWFと共同でTNFDが推奨するLEAPアプローチのパイロットプロジェクトを実施。FSC認証とLEAPアプローチの審査項目の高い整合性や、求められる情報の類似性を確認。

### (3) 情報伝達の方法等

#### ア. 情報の内容

伐採届、森林経営計画、LEAPのフォーマット、FSC審査レポート、自然共生サイト情報等

#### イ. 情報の取扱い方法

川下側からTNFD開示のためにLEAP※に沿った質問票への回答要請がある場合、事業内容の自然関連の依存やインパクト、リスク、機会を特定し、重要度を明確にした上で情報提供

※ LEAPは情報開示ツールの一例であり必須ではない。



出典:WWFジャパン公式HP:<https://www.wwf.or.jp/activities/activity/5391.html>, (2025.2)

図 TNFDが動き出すと想定される社会の動きの取り扱いイメージ

### (4) 今後の取組

今後より一層持続可能性を担保するための情報開示が求められることを認識しており、FSC認証に留まらず、多様な自然情報の提供に対応可能な体制を強化。イヌワン生育環境再生プロジェクトをきっかけに、関心のある企業との木材取引にもつながったことから、生物多様性保全に賛同する企業などと連携して持続可能な林業経営につなげるビジネスモデルを拡大。



## 【川上(森林経営)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合 登米町森林組合(登米市森林管理協議会)



### (1) 取組の背景

令和2(2020)年の東京オリンピックをきっかけとして、地元の木材のPRのために認証材の必要性が高まり、南三陸に倣って平成28(2016)年に登米市有林2,717haのFSC森林認証を取得(近隣森林組合等とのグループ認証により、現在は7,793ha)。同時に、森林認証材の流通を一元管理するため、登米市森林管理協議会を設立。

### (2) 取組の内容

平成29(2017)年に、FM認証の手続を行う事務局を登米市、素材流通をとりまとめる流通事務局を生産森林組合で分担することで効率化。石巻合板工業がCoC認証を取得していることから、協議会として協定を締結して市内森林組合の流通を一元管理することで、毎年安定的な認証材の生産・販売流通が可能となった。この仕組みを発展して、商社やデザイン関係との協業により認証広葉樹材の高付加価値化と販路開拓、さらにはプロジェクト認証による公共施設やJAの大型案件に木材を供給して、安定供給と山への還元を実現(下図)。

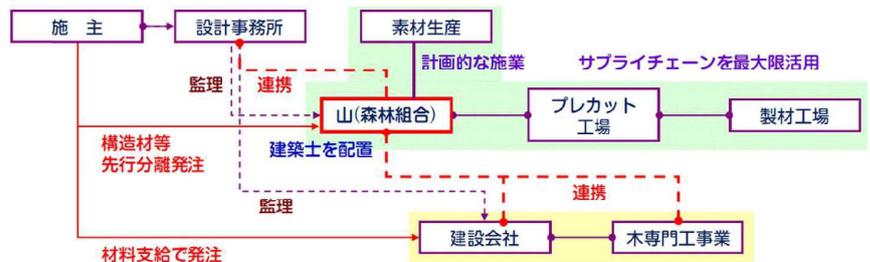
### (3) 情報伝達の方法等

#### ア. 情報の内容

FM認証、CoC認証他

#### イ. 情報の取扱い方法

山(森林組合)をハブとして、CoC認証情報により各事業者を繋いで木材流通をコーディネート



出典:登米森林組合担当者より提供資料(2024.12)

図 材工分離～山がコアとなり進める新たな取り組み

#### ウ. その他

大規模受注についても、南三陸町のFSC認証材と共同の供給体制により対応

### (4) 今後の取組

持続可能な木材供給に向けた多角的な取組を加速(認証林面積の拡大、広葉樹活用の強化等)するとともに、地域資源を最大限に活用しながら次世代へと引き継ぐことで、趣旨に賛同する企業などからの受注を拡大し、持続可能な林業経営のビジネスモデルを確立。



## 【川上(森林経営)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合 田島山業株式会社



### (1) 取組の背景

令和2(2020)年の線状降水帯による激甚災害、自社林の被災を契機として、森林の多面的機能可視化/収益化を目指し、J-クレジットや生物多様性保全等による自社林の付加価値向上を指向。

### (2) 取組の内容

間伐による長伐期施業を基本方針としつつ、主伐地に関しては100%再造林を実施している。令和3(2021)年度にJ-クレジット制度プロジェクト登録、同社の森林による二酸化炭素吸収量を可視化。また、J-クレジット創出地でもある1.64haの森林(大分県日田市)において、環境省の定める『令和5年度前期自然共生サイト』として認定を受け、企業や大学と連携した動植物モニタリング調査を実施することで、生物多様性保全を推進。

#### ア. 情報の内容

環境省の30by30推進プログラム認定(自然共生認定サイト、マッチング、支援証明書)、J-クレジット制度認定、企業/大学と連携した生物多様性モニタリング情報

#### イ. 情報の取扱い方法

- ◆ 供給木材に関して、持続可能性が担保されていることを証明(伐採届、森林経営計画他)
- ◆ 多面的機能に関する情報(環境省30by30推進プログラム、J-クレジット制度HP、自社HP他)
- ◆ メディア取材による情報発信(読売新聞、大分合同新聞他)

#### ウ. その他

令和6(2024)年にはJ-クレジットをLINEヤフー株式会社など複数社に販売、また株式会社ソラシドエアとの包括的連携協定等による企業の森づくりを実施。脱炭素や生物多様性保全の取組みを、今後も定期的に情報発信予定。

### 4. 今後の取組

土壌保全機能、水源涵養機能といった森林の役割を「見える化」しつつ、森をフィールドに関わって頂いた方々と“楽しさ”を備えたサステナビリティ活動を推進。“魅せる森づくり”へ、趣旨に賛同する企業などから資金を調達し、持続可能な林業経営のビジネスモデルを構築。



## 【川上(森林経営)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合 佐伯広域森林組合



### (1) 取組の背景

持続可能な森林経営を目指して「佐伯型循環林業」という50年を1サイクルとする独自の循環型林業システムを構築。大型パネル工法の普及推進を通じて、マーケットイン手法を導入し、国産材の付加価値向上を指向。

### (2) 取組の内容

令和5(2023)年6月、ウイング株式会社(住宅部材メーカー)、ウッドステーション株式会社(大型パネル加工業者)、佐伯市とともに「佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」を締結。4者によるこの協定は、佐伯広域森林組合における再造林率を100%とする目標を掲げており、大型パネルの製品価格に再造林費用を含むことで、再造林にかかる素材生産者の負担を軽減し、森林資源の循環利用を促進。

### (3) 情報伝達の方法等

#### ア. 情報の内容

川下であるウイング株式会社が求める品質、量、価格面で適切な合法伐採木材の情報、再造林費用

#### イ. 情報の取扱い方法

ウッドステーション株式会社が仲介役として川上の情報を収集し、川下に提供するとともに、必要に応じて関係者の協議の場を設定し、情報の円滑化に注力。川下が合法伐採木材を必要とするタイミングについても川上に情報共有し、供給体制を支援。

#### ウ. その他

佐伯市は、佐伯広域森林組合が活用可能な補助事業等に関する情報提供を行うとともに、当該協定に基づく市産材利用の取組を情報発信。

### 4. 今後の取組

大規模製材工場の活用により、年間12万m<sup>3</sup>の丸太消費量を維持し、需要に応じた安定供給を継続。合法木材である佐伯市産材の意義やメリットの情報発信を行うことで積極的な活用を推進し、地域経済の活性化からカーボンニュートラルに寄与する持続可能な林業経営のビジネスモデルを確立。



## 【川中(木材加工・流通)】持続可能性が担保された木材・木材製品の調達・供給の場合 ノースジャパン素材流通協同組合



### (1) 取組の背景

平成15(2003)年に岩手県内の素材生産業者や森林組合が共同で設立した「岩手県素材流通協同組合」が母体。組合員が生産する原木をとりまとめ、販売先との数量調整や価格交渉、決済、新規顧客の開拓などを協同組合が一手に引き受けることで、組合員は現場の確保や生産といった業務に集中できる体制を構築。その結果、地域内の原木販売を効率化し、安定供給を実現。平成20(2008)年に現在の名称へ改称し、東北を中心に事業エリアを拡大。

### (2) 取組の内容

平成20(2008)年に「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を制定し、合法木材やバイオマス証明の普及・啓発活動を展開。その後、違法伐採問題への国際的な関心の高まりを受け、クリーンウッド法や合法木材ガイドラインに基づき、合法性の確認(証明書類提出の徹底)を強化。また、毎月組合員に納入希望アンケートを実施し、迅速に川上と川下をマッチングさせ、流通を最適化。

### (3) 情報伝達の方法等

#### ア. 情報の内容

- ◆ 伐採適合通知書や保安林伐採許可書、国有林との立木売買契約書等 … 合法性を担保するための各種書類
- ◆ 納入開始届(出荷場所の土場名、納入開始日、終了予定日、納入先等が記載) … 流通調整のための書類
- ◆ 川下からの出荷希望情報(樹種、径級、品質)/川上からの納入希望アンケート(希望納品先、対応可能原木情報)

#### イ. 情報の取扱い方法

- ◆ 図面も含めた各種書類内容をランダム抽出し、現地検査で合法性を確認
- ◆ 川下の要求に応じて、川上から収集した証明書類他情報提供
- ◆ 月刊情報誌:「NJ素材協News」を通じて、客観的かつ公正な情報を提供

### (4) 今後の取組

「協同組合の社会的責任」を果たすことを基本理念とし、「需要」と「供給」の間で触媒的役割を果たしながら、国産材の安定供給と森林資源保全に注力。



## 【川下(建築)】国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達する場合 住友林業株式会社



### (1) 取組の背景

平成17(2005)年に「木材調達基準」を、平成19(2007)年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施。これらの基準は、合法性の確保だけでなく、生物多様性保全、労働慣行、人権及び地域社会への配慮を含む包括的なアプローチを採用。平成29(2015)年に「住友林業グループ調達方針」へと改訂し、木材以外の建材資材も含むあらゆる調達物品に対象範囲を拡大。

### (2) 取組の内容

住友林業サステナビリティ推進担当役員を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置。木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議。令和5(2023)年には年4回開催し、141社の調達先について合法性の確認と「サステナビリティ調査」を実施。各調達担当が木材調達デューデリジエンスマニュアルに従って情報を収集し、地域・樹種ごとに定められた関連書類を照合して、伐採地までのトレーサビリティを確認。

### (3) 情報伝達の方法等

#### ア. 情報の内容

森林認証、サプライヤーのコンプライアンス意識状況、クロスセクターでの持続可能性を確認する項目など52項目※

※ サプライヤー名称、所在地、木材の種類、樹種、年間の調達量、サプライヤーへの訪問記録、各種合法性証明書等

#### イ. 情報の取扱い方法

- ◆ 調査結果として中リスクおよび高リスクと評価された木材製品については、必要に応じて現地調査を実施し、伐採地までのトレーサビリティを確認。
- ◆ 調達基準に適合していないお取引先様との対話等を重ね、持続可能性の確認ができないサプライヤーとは契約を停止。

### 4. 今後の取組

住友林業グループは、今後も引き続き、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、「住友林業グループ調達方針」に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を徹底。



## 【川下(建築)】国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達する場合 株式会社竹中工務店



### (1) 取組の背景

昭和46(1971)年から「設計に緑を」という標語を掲げ、環境への取組を長年にわたって継続。調達方針でも、活動指針として環境保全や地域の発展に寄与する材料や工法の選定に配慮することを定めており、取引先ガイドラインにおいても同様の事項を取引先に対しても理解・賛同を要請。

### (2) 取組の内容

業界に先駆けて、TNFD最終提言v1.0に基づく自然情報開示レポートを令和6(2024)年に発行。本レポートでは、TNFDの推奨するLEAPアプローチに沿って、事業規模や自然への影響の大きさ、また自社にとっての重要性、近年の社会的な規制の状況等を勘案し、建設工事(新設・解体)を対象に分析を行い、木材調達への取組を記載(以下、一部抜粋)。また、令和2(2020)年から生物多様性についても重点課題として取り組み、自社敷地が自然共生サイトとして2件認定。

#### ア. TNFD(LEAPアプローチ)によって明らかになったリスクと機会

同社事業における生物多様性に配慮した取組が、自然関連の事業機会も拡大させる関係にあることを示唆。

#### イ. アに対する具体的な処理事例を掲載

各事例について、概要説明や参考写真・図とともに、取組種別、関連する自然領域、自然に対する影響への対処方法の類型等を整理して掲載(以下、関連する自然領域「森林」について一部抜粋)。

- ◆ 都市木造を中心とした中高層木造建築や木質化を実現する様々な技術/構造用木材の供給に関する課題の把握
- ◆ 生物多様性保全の実践・検証及び人材育成の取組

### (3) 今後の取組

「竹中グループ環境戦略2050」において、脱炭素、資源循環、自然共生を統合的に推進し、環境に貢献することを令和32(2050)年のゴールとして設定。これら環境戦略を着実に推進しながらTNFDやTCFD(気候変動関連)等の情報開示への迅速な対応を継続。



## 【川下(建築)】国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達する場合 大成建設株式会社



### (1) 取組の背景

農林水産省、環境省と大成建設グループ4社で「建築物木材利用促進協定」を締結。本協定の締結は、大成建設グループの長期環境目標「TAISEI Green Target 2050」で掲げる「森林資源・森林環境の課題解決」に向けた取組の一環。

### (2) 取組の内容

#### ア. 適切な木材調達を行うための実態把握調査実施

適切な木材調達を行うため、木材製品を取り扱う取引先を対象として、木材調達に関する実態調査をアンケート形式で実施(例年60社程度対象)。対象は木の仕上げ材およびは型枠材の業者。国産材の使用状況も確認。アンケート結果を受けて取引先を訪問し、取り組み状況をヒアリング。また事業主等との意見交換も実施。

#### イ. 地域産木材の活用

施主から地元貢献できる建築物にしたいとの希望があり、自治体・発注者・施工会社・森林事業者が連携して、建築物への地域材の利用と伐採後の再造林への関与を実現。

### (3) 今後の取組

令和6(2024)年12月に発表した木質建築の「分類表」と「コンセプトモデル」を活用し、カーボンニュートラルの達成と同時にウェルビーイングの向上を実現させる木質建築を提供することで、木質建築物に付加価値をもたらすとともに、将来にわたり持続可能な建築を実現。

継続して木材調達に関する実態把握と必要に応じた対策を講じ、持続可能な木材調達を実現。

施主が木材供給地と連携して森づくりにも携わる取組は、希望する施主と協同して展開。



### (1) 取組の背景

平成29(2017)年に、森林パートナーズ株式会社を創業し、林業に利益が還元する仕組みづくりに着手。

### (2) 取組の内容

川上から川下をつなぎ需給取引情報を事業者全体で共有するプラットフォーム『森林再生プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という。)]を構築。このプラットフォームは、工務店への木材の安定供給、消費者へ履歴が見える木材の供給に寄与するとともに、工務店の直接原木購入によって山元へ利益還元。また、物流と商流の循環の回転を速めるため、プレカット工場で具体的な物件の施工が始まったタイミングで、工務店から製材所にも山元にも代金を支払う形になっており、プラットフォームの情報を介した関係者の信頼関係を向上。

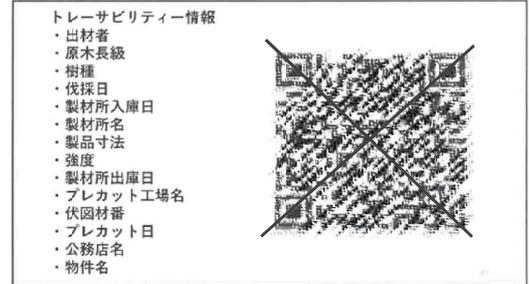
### (3) 情報伝達の方法等

#### ア. 情報の内容

構造材のトレーサビリティ情報として、二次元コード、ICタグを活用して詳細な木材情報(右図)の公開。

#### イ. 情報の取扱い(入手)方法

工務店が、施主から得た木材需要情報をプラットフォームに流し、プラットフォームから迅速にプレカット工場/製材所/山主に情報共有。



出典：伊佐ホームズ株式会社担当者より提供資料(2024.12)

図 トレーサビリティ情報(二次元コード)

#### ウ. その他

情報のうち、開示した場合に木材の取り扱いが煩雑化、施主の不信(誤解)等が予測される項目(木材の強度や含水率等)については開示を限定する等留意して情報開示。

### (4) 今後の取組

現在は木材1本1本の履歴を可視化できているため、それら情報を活用し、施主に訴求できる住宅の付加価値化を推進。



### (1) 取組の背景

母体であるCDPは、平成12(2000)年に企業や都市の環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営する非営利団体として、英国で発足。令和5(2023)年には、23,000社以上の企業がCDPを通じて環境情報を開示しており、世界的な企業価値を測る重要な指標の一つ。日本においては、同年約2,000社の企業がCDPを通じて環境情報を開示。令和6(2024)年には、情報開示の3つのテーマ(気候変動、水資源、フォレスト(森林))を1つに統合するとともに、中小企業向けの簡易版を追加。

### (2) 取組の内容

CDPの主な活動は以下のとおり。

- ◆ 企業への情報開示要請:毎年、主要企業に対して気候変動、水資源、森林に関する質問書を送付
- ◆ 情報分析と評価:回答内容を分析し、企業の取り組みを評価してスコアリング
- ◆ 情報公開:回答された質問表は基本的に公開され、評価結果も世界に公表
- ◆ 投資家への情報提供:収集した環境情報を投資家に提供し、ESG投資の判断材料として活用

令和5(2023)年までの日本のCDPフォレストの回答状況

- ◆ 対象:森林リスク・コモディティとされる7つの農林畜産物類(畜牛品、パーム油、大豆、木材、天然ゴム、カカオ、コーヒー、(以下、「森林コモディティ」という。))に関連する事業を行う企業
- ◆ 回答:105社(271社中/回答率39%)
- ◆ 質問書概要:森林減少の主な要因とされる森林コモディティ関連企業の取組を把握し、回答を通じて改善を支援
- ◆ Aリスト(ベストプラクティスと認定)企業数:7社(国別Aリスト企業数として世界最多)\*

\* 水資源も日本が最多

### (3) 今後の取組

CDPフォレストは他テーマ同様、環境問題の1つとして統合されたため、新しい情報開示方法の普及・啓発



## (1) 取組の背景

母体であるTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)は、企業や金融機関が自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示するための枠組みを構築する国際的な組織であり、平成31(2019)年1月の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)において提起され、令和3(2021)年6月に正式に発足。令和5(2023)年9月に、情報開示のフレームワークの最終提言が公表。最終提言を踏まえ、令和6(2024)年1月までにその開示を宣言した企業は「TNFD Early Adopter」と呼ばれ、全世界で約320社あるが、そのうち80社を占める日本は国別で世界最多。

## (2) 取組の内容

企業や金融機関等がTNFDに沿った情報開示を実施することにより、事業活動による自然資本等への関わりやリスクを認識し、科学に基づく目標設定を行うことで、地球規模でのネイチャーポジティブを推進。

TNFDフレームワークでは、「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクト管理」「測定指標とターゲット」の4つの柱に基づいて情報開示。森林関連で想定される該当内容は以下のとおり。

### ア. ガバナンス

- ◆ 経営陣による意思決定体制の構築(森林資源への依存や影響、リスクと機会に関する監督責任を明確化)
- ◆ 国際認証などを通じて、森林管理者や地域社会と連携し、持続可能な管理を推進

### イ. 戦略

- ◆ 短期・中期・長期計画を策定(森林伐採や再植林の影響を考慮し、事業戦略に統合)
- ◆ バリューチェーン全体の考慮(上流(森林伐採)から下流(製品利用)まで、生態系への影響を明示)

### ウ. リスクとインパクト管理

- ◆ リスク・機会の特定と優先順位付け(森林伐採による生態系破壊などのリスクを評価し、優先的に対応)
- ◆ バリューチェーン全体での評価(森林管理が直接的および間接的に与える影響(木材流通等))を分析し、管理プロセス(継続的なモニタリングと改善策の実施)を構築

### エ. 測定指標とターゲット | 森林面積、生態系サービスへの依存度、炭素吸収量等

- ◆ 指標設定(森林面積の変化、生物多様性指標、炭素吸収量などを測定)
- ◆ 国際認証との整合性提示(国際認証基準を活用し、自然関連データを体系的に収集・開示)

令和6年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL 等の利用拡大のための環境整備(持続可能な木材供給・利用の環境整備)  
第1回検討委員会

議事次第

日時 令和6(2024)年10月24日(木) 14時00分から16時30分

場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地

TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター バンケットルーム 9E

(対面および Web 会議「Webex」を利用)

1. 開会

2. 挨拶

林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長 武藤 信之  
一般社団法人日本森林技術協会 理事長 小島 孝文

3. 委員等紹介

4. 議事次第

(1) 事業の実施計画

- ・ 本事業の背景、目的

(2) 事業の調査項目

- ・ 調査項目・対象先の検討

(3) 意見交換

(4) その他(今後のスケジュール等)

5. 閉会

【資料】

資料1 事業の実施計画

資料2 事業の調査項目

参考資料1 建築物への木材利用に係る評価ガイダンス(概要版・本文・参考資料)

## 【委員等名簿】

(委員は50音順、敬称略)

区分	No.	氏名	所 属	出欠
委員	1	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長(木材利用動向分析担当)	Web 出席
	2	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長	出席
	3	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 基礎研究部 主任研究員	Web 出席
	4	大池 一城	大成建設株式会社 サステナビリティ経営推進本部 環境経営推進部 環境経営推進室長	出席
	5	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長 (株式会社佐久 専務取締役)	Web 出席
	6	佐川 和佳子	協和木材株式会社 専務取締役	出席
	7	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長	欠席
	8	立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授	出席
	9	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役	出席
	10	西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹	出席
	11	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長	出席
	12	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長	欠席
林野庁	13	武藤 信之	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長	出席
	14	中村 誠	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 課長補佐	
	15	松田 涼	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 住宅資材技術係長	
オンザバー	16	森田 由佳	国土交通省 住宅局 木造住宅振興室 課長補佐	Web 出席
	17	間宮 和親	国土交通省 住宅局 木造住宅振興室	
	18	高梨 潤	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課 企画専門官	
事務局	19	小島 孝文	一般社団法人 日本森林技術協会 理事長	
	20	宗像 和規	一般社団法人 日本森林技術協会 業務執行理事	
	21	大萱 直花	一般社団法人 日本森林技術協会 ICT 林業推進室 室長	
	22	窪江 優美	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ 森林創生支援室 専門技師	
	23	磯谷 孝一	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ リーダー	
	24	井上 樹芳	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ 専門技師	
	25	木村 成美	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ 専門技師	
	26	田中 康久	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ 指導役	

以上

令和6年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備  
持続可能な木材供給・利用の環境整備  
第1回検討委員会

## 事業の実施計画

Japan Forest Technology Association



令和6（2024）年10月24日（木）  
14時00分～16時30分

場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
バンケットルーム 9E  
（Web会議「Webex」を併用）

一般社団法人  
日本森林技術協会

1.

・ 事業の背景・目的

2.

・ 今年度の到達目標

3.

・ 学識経験者等で構成する委員会（検討委員会）

4.

・ 事業のスケジュール

# 1. 事業の背景・目的①（仕様書）

## ▶ 事業の目的

我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要である。また、持続可能な社会の実現に向けた近年の世界的な動向も踏まえ、建築分野では、利用する木材について、森林の生物多様性保全の観点も含めて持続可能性に幅広く配慮することが求められている。

このため、持続可能性に配慮した木材供給に対応しつつ、これまで余り木材が使われてこなかった中高層建築物等におけるCIT・LVL等の利用環境の整備を図ることが必要である。

本事業は、持続可能性に配慮した木材供給に向けて木材供給事業者が建築事業者等からの要求に対応する上での課題の整理や対応策の検討等を実施することを目的とする。

## ▶ 事業の内容

ア 林野庁と協議の上で選定した学識経験者等で構成する委員会を設置し、当該委員会において、事業の実施方針の策定と進捗管理を行うとともに、木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材（以下「当該木材」という。）供給のあり方について検討を行う。

イ アの検討においては、林野庁及び委員会と協議の上で、当該木材の供給について、関連する制度等や建築事業者等から求められる具体的な要件を抽出した上で、これらの要件を満たす上での課題と対応策の整理等を以下の視点に留意して行う。

(1) 当該木材の供給の際に木材供給事業者が求められる取組の水準

(2) 木材供給事業者が(1)の水準を満たしていることを確認し、当該木材の情報を建築事業者等まで伝達する方法

なお、検討にあたっては、持続可能性に配慮した木材供給に関連する国内及び国際的な議論の動向や我が国の林業・木材産業の現場実態や取組事例等を調査し資料としてとりまとめ、それらを適切に活用するものとする。

ウ アの検討成果について、木材供給事業者向けのガイダンスを作成することを念頭に置き、林野庁及び委員会と協議の上で、報告書及びその概要資料として取りまとめる。

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

3

# 1. 事業の背景・目的②（背景）

## ▶ 持続可能性への意識の高まり

- ▶ カーボンニュートラルの実現や持続可能な社会の実現に向けて、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの地球規模課題への対応が急務。
- ▶ 我が国は、対応策の1つとして、持続可能な森林経営と木材利用に積極的に取り組んでいくことをG7広島サミット等で表明。

## ▶ 企業活動の中でも持続可能性への貢献が重視される

- ▶ ESG（Environment 環境、Social 社会、Governance ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動や経営・事業活動をはじめ、持続可能な社会を実現するための金融、ESG投資等が世界的に拡大。
- ▶ 林野庁は、川下（建築事業者、不動産事業者、建築主（施主））が投資家や金融機関に対して、建築物へ木材利用の効果を訴求しやすくなるよう、評価項目や評価方法をまとめたガイダンスをR5年度に作成。

## ▶ 建築分野では、利用する木材について、気候変動への対応だけでなく、森林の生物多様性の保全や資源の循環利用といった観点も含めて持続可能性に幅広く配慮することが求められている。

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

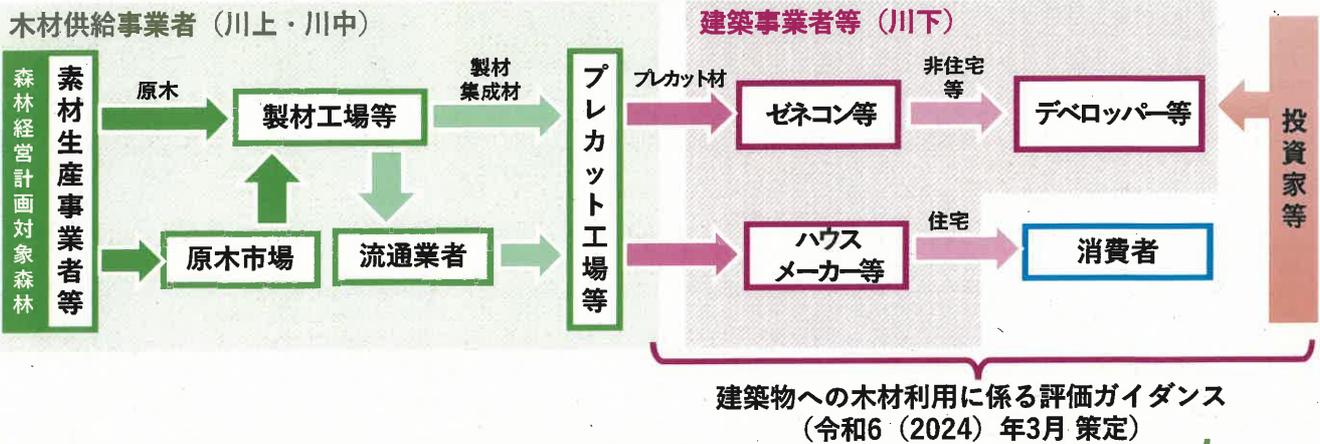
4

# 1. 事業の背景・目的③（目的）

➤ 持続可能性に配慮した木材供給に向けて、木材供給事業者が建築事業者等からの要求に対応する上での課題の整理や対応策の検討等を実施する。

» 下記の2つの視点から検討を実施。

- (1) 持続可能性に配慮した木材供給の際に木材供給事業者が求められる取組の水準
- (2) 木材供給事業者が上記の水準を満たしていることを確認し、かつ、その情報を建築事業者等まで伝達する方法（川上から川下への情報伝達方法の整理）



生物多様性保全の観点も含め持続可能性に幅広く配慮した木材（国産材）の供給のための環境整備が必要 ⇒ 令和6（2024）年度から課題の整理や対応策の検討に着手する。

# 2. 今年度の到達目標（ゴール設定）

➤ 対応方向（1）・（2）に関する検討を行うための情報収集（現況調査）を行う。

- » 手法 インターネット・文献調査、聞き取り調査を実施する。
- » 調査1 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する海外の動向
- » 調査2 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する国内の動向
- » 調査3 既存の森林認証におけるCoC認証の現状
- » 調査4 持続可能性に配慮した木材供給・利用に向けた課題

等

➤ 収集した情報を活用し、木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給のあり方を検討する。

- » 最終的には、次年度以降に作成を目指すガイダンス\*の構成要素（関連する制度等や建築事業者等から求められる具体的要件、これらの要件を満たす上での課題・対応策）を整理する。
- » その際、国内および国際的な議論の動向、我が国の現場実態や取組事例等の調査結果を資料としてとりまとめる。

※ 木材供給事業者が持続可能性に配慮した木材供給を、どのように実践し、どのように建築事業者等に示していくのか等に係る手順や方法を想定。

### 3. 学識経験者等で構成する委員会（検討委員会）

- 学識経験者等で構成する委員会において、事業の実施方針の策定と進捗管理を行うとともに、事務局による調査結果のインプットを受けて、持続可能性に配慮した木材供給のあり方の課題と対応策を検討する。

No.	分野	氏名	所属・役職
1	学識経験者	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長（木材利用動向分析担当）
2		立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授
3	金融	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 基礎研究部 主任研究員
4	川上	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長（株式会社佐久 専務取締役）
5		田島 大輔	田島山業株式会社 取締役
6		早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長
7	川中	佐川 和佳子	協和木材株式会社 専務取締役
8		鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
9		本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長
10	川下	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長
11		大池 一城	大成建設株式会社 サステナビリティ経営推進本部 環境経営推進部 環境経営推進室長
12		西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹

※敬称略。分野別かつ50音順で示す。

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

7

### 4. 事業のスケジュール

事業内容	令和6（2024）年				令和7（2025）年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会の設置・運営		★ 第1回 10/24  〔事業実施計画 ・調査項目〕		第2回 12月～1月上旬 書面：想定  〔調査結果報告（中間） ・調査結果から抽出された課題 と対応策の整理（案）〕		第3回 2月中 対面：想定  〔調査結果報告（最終） ・課題と対応策の整理〕	3月14日（金） 納品日
現況調査および情報整理・分析	文献調査・インターネット調査			課題と今後の対応方針 とりまとめ 普及周知等の実施			
とりまとめ				報告書の作成 概要版・詳細版の作成			
事業成果の普及				日林協HP公開 森林技術への寄稿等 事業完了後も普及			

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

8

令和6年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備  
持続可能な木材供給・利用の環境整備  
第1回検討委員会

## 事業の調査項目

Japan Forest Technology Association



令和6（2024）年10月24日（木）  
14時00分～16時30分

場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
バンケットルーム 9E  
（Web会議「Webex」を併用）

一般社団法人  
日本森林技術協会

1.

・ 調査の方向性

2.

・ 現況調査の概要

調査1

・ 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する海外の動向

調査2

・ 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する国内の動向

調査3

・ 既存の森林認証におけるCoC認証の現状

調査4

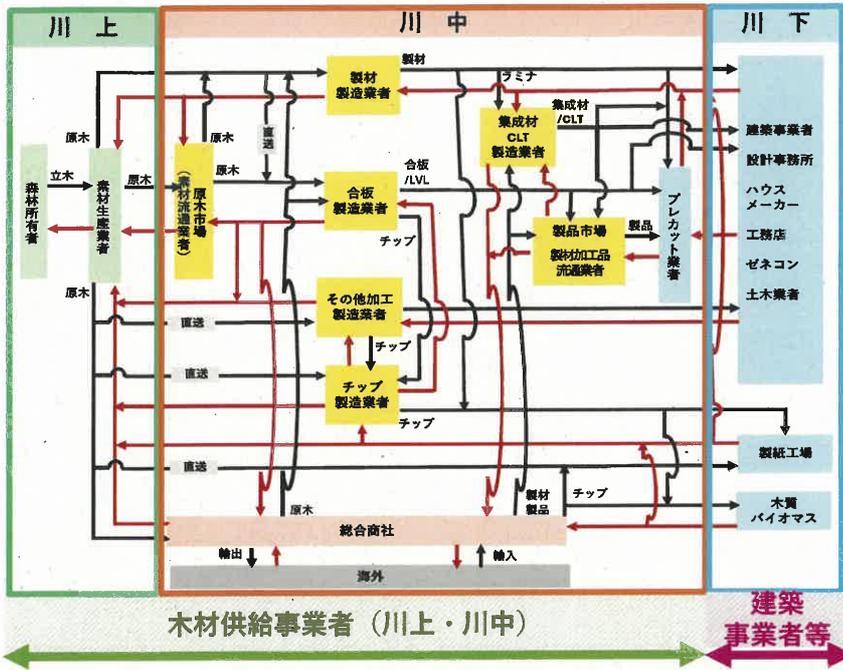
・ 持続可能性に配慮した木材供給・利用に向けた課題

3.

・ 議論いただきたい点

# 1. 調査の方向性

- ▶ 木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う、持続可能性に配慮した木材供給のあり方の検討にあたり、川上・川中・川下のサプライチェーンにおける情報伝達を整理する必要がある。
  - » 「どのような情報」を「どのように伝達」していくのが重要。



- ▶ 情報の内容や伝達方法の整理が重要となる中で、わが国の木材流通は複雑多岐に渡る。
  - » 下記2点を整理すべき具体的な内容としてはどうか。

- ① 持続可能性に配慮した木材の考え方
- ② 持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

3

# 2. 現況調査の概要

- ▶ 関連する制度等や建築事業者等から求められる具体的な要件、これらの要件を満たす上での課題と対応策等を抽出するため、以下により情報収集（現況調査）を実施。

**調査項目** ※次頁以降、各調査項目の方針等を示す。

- » 調査1 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する海外の動向
- » 調査2 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する国内の動向
- » 調査3 既存の森林認証におけるCoC認証の現状
- » 調査4 持続可能性に配慮した木材供給・利用に向けた課題

**調査手法**

- » インターネット・文献調査
- » 聞き取り調査

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

4



## 調査1 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する海外の動向①

### 調査方針

- » 持続可能性に関する情報開示を求める国際的な枠組み等について調査し、木材の持続可能性への配慮に関する要素等を抽出。

(以下、代表的な例)

#### » TNFD (情報開示の枠組み)

- 企業が自然関連のリスクや機会を評価し管理するために使用すべき共通の指標として、木材を含む「高リスク天然一次産品」の量・割合や、そのうち持続可能な管理計画又は認証制度の下で調達された量・割合が提示。

#### » CDP (企業評価の取組)

- 企業に対して質問書(気候変動、水セキュリティ、フォレストの3分野)を送付し、回答に基づいて企業を評価。木材利用に関しては森林減少・改変を伴わない木材の使用量等の報告を要求。



Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

TNFDの目的は、自然環境に負の影響を与える資金の流れを、良い影響を与える流れに転換させる「ネイチャー・ポジティブ」

民間企業や金融機関が、自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価、開示するための枠組みを構築する国際的なイニシアティブ

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

5



## 調査1 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する海外の動向②

### 調査方針

- » 生物多様性保全に関する国際的な議論(30by30等)に対応した国際的な制度構築の動きや国際企業の動向について整理。

(以下、例)

#### » 30by30



「昆明・モンリオール生物多様性枠組」における2030年グローバルターゲットの1つ

保護地域の拡張と管理の質の向上、及び保護地域以外の生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理を通して、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

#### » 国際持続可能な森林連合 (ISFC: International Sustainable Forestry Coalition) 設立による新たなルール構築へ

- 世界的な森林関連企業10社によって設立
- 日本からは王子HD、丸紅、三井物産、住友林業が参画



Full Members

DC

Rayonier

Gresham House

Mitsubishi



New Forests



StoraEnso

IPM/BIOFORE

BEYOND FOREST

OJI

SUZANO

PotlatchDeltic

SUMITOMO FORESTRY CO.,LTD.

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

6

## 調査1 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する海外の動向③

### 調査方針

- ▶ 先進国における合法伐採木材等に対する政府・民間の取組を調査し、木材の持続可能性への配慮に関する要素等を抽出。

### 調査対象国

- ▶ アメリカ合衆国（米国）
- ▶ 欧州連合（EU）
- ▶ オーストラリア

（以下、インターネット・文献調査の現時点の整理内容）

#### ◆ アメリカ合衆国（米国）

- ▶ 改正レイシー法（輸入品のみ）
  - 違法に伐採された木材・木材製品の密売を撲滅することが目的
- ▶ 持続可能性の担保された木材取引に関する民間レベルの取組
  - 広葉樹合板・単板協会（DHA）
    - DHA規格
  - 国際木材製品協会（IWPA）
    - デュー・デリジェンス研修
  - アメリカ広葉樹輸出協会（AHEC）
    - EUTR等のクリアに必要な情報の提供
- ▶ その他、森林減少・森林劣化に由来する木材・木材製品の輸入を規制する法案が連邦・州レベルで提案されているが成立していない。

#### ◆ 欧州連合（EU）

- ▶ EUTR
  - 違法伐採木材等の取引を規制することが目的
- ▶ EUDR
  - 森林減少・森林劣化に対するEUの寄与を最小化することと、温室効果ガス排出と生物多様性損失に対するEUの寄与を削減することが目的
  - 欧州委員会はEUDRの導入を1年延期（大企業：2025年12月30日、中小企業：2026年6月30日）することを欧州議会とEU委員会に提案

#### ◆ オーストラリア

- ▶ 違法伐採禁止法
  - 違法木材・木材製品を故意に輸入したり、違法伐採された国内原木を加工することを犯罪行為として取り締まることが目的

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

7

## 調査2 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する国内の動向①

### 調査方針

- ▶ 国際的動向、または自発的要因による持続可能性が担保された木材の供給・利用事例を調査。

### 調査内容

- ▶ 【事例①】森林認証と木材需要者の情報開示等との関係を調査。
  - 例：南三陸森林組合（FSC認証）等
- ▶ 【事例②】資源の持続可能性を担保（再造林の推進、林地保全への配慮等）した木材の生産と情報伝達の状況を調査。
  - 例：佐伯広域森林組合 等
- ▶ 【事例③】生物多様性保全に配慮した森林経営から生産される木材の生産と情報伝達の状況を調査。
  - 例：田島山業 等

（次頁、インターネット・文献調査の現時点の整理内容等）

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

8

## 調査2 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する国内の動向②

### 【事例①】森林認証と木材需要者の情報開示等との関係を調査。

#### 森林認証を活用している場合、TNFDとの対応はどのようになっているか。

例：南三陸森林管理協議会における取組

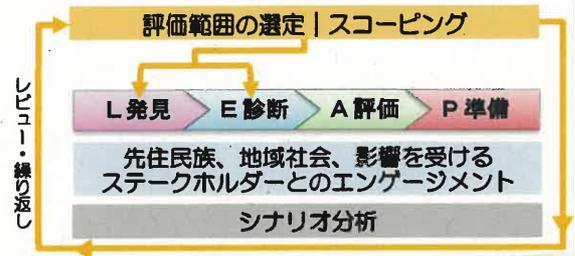
- FSC認証林においてLEAPのガイダンスに対して、FSC認証の審査項目がどのように対応しているのか検証



※TNFD 8.0.4版のLEAPをベースに特定した南三陸森林管理協議会の依存、インパクト、リスク、機会をイラスト化。  
出典：WWFジャパン作成

#### LEAP (リープ)

- TNFDが情報開示に向けて提唱したアプローチ。
- 自然関連のリスクと機会を科学的根拠に基づき体系的に評価するプロセス。
- 作業の仮説立て、目標とリソースの調整等の評価範囲を定め、4つのステップを進めていく。
  - Locate 発見（自然との接点）
  - Evaluate 診断（依存とインパクト）
  - Assess 評価（リスクと機会）
  - Prepare 準備（対応と報告）



2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

9

## 調査2 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する国内の動向③

### 【事例②】資源の持続可能性を担保（再造林の推進、林地保全への配慮等）した木材の生産と情報伝達の状況を調査。

例：佐伯広域森林組合（木材利用促進協定）

- 木材の利用拡大及び森林資源の持続可能な循環利用

例：ひむか維森の会（伐採搬出ガイドライン・責任ある素材生産業のための行動規範）

- 素材生産業の発展と素材生産現場の環境配慮の促進

#### 佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

締結日 令和5（2023）年6月9日

協定締結者 4者

- ①ウイング株式会社、②佐伯広域森林組合
- ③佐伯市、④ウッドステーション株式会社

期間 締結日から令和10（2028）年3月31日

目的

ウイング（株）の「建築物における木材利用の促進に関する構想」に他の協定者が連携・協力することで、その構想に関する取組を促進し、達成する。

特徴

佐伯市産材の利用拡大及び森林資源の持続可能な循環利用のため、再造林の促進に対する応分責任を取引関係者で相互負担する仕組みを導入。

- （ウイング（株））年間10,000m<sup>3</sup>以上の市産材を利用する。
- （佐伯広域森林組合）再造林費用を2×4パネルの製品価格に織り込み。
- （佐伯市）活用可能な補助事業等の情報提供。市産材利用の取組に関する情報発信。
- （ウッドステーション（株））木造在来工法の工業化と輸送効率化の向上支援。



出典：佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定について：<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0038245/index.html>より引用。  
出典：再造林型木材取引協定-佐伯広域森林組合：<https://www.saikiforest.or.jp/top/saizourin/>より引用。

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

10

## 調査2 持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する国内の動向④

➤ 【事例③】生物多様性保全に配慮した森林経営から生産される木材の生産と情報伝達の状況を調査。

➤ 「自然共生サイト」の認定や、企業との連携事例について調査

» 例：田島山業における取組【田島山業×みんなの森プロジェクト】

■ 適切な森林経営による地域の生物多様性の保全

価値 (4) 生態系サービスの提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場

### 【場の概況】

本サイトは 林業施業地として従来から田島山業㈱が管理してきた森林地帯。

#### ■供給サービス

サイト内の湧水群は、古くから地域の飲料、水田耕作に利用され、また筑後川の源流であることから、下流域の生活や工業活動を支えている。また、適宜伐採を行うことで、木材供給を担っている。

#### ■調整サービス

J-クレジット制度において、当該森林を対象地に含め、カーボンクレジットの創出を行っている。また、適切な間伐を実施してきたことで下層植生に富み、水源涵養機能を果たすことで、水源林として降雨時に自然のダム機能を担っている。

#### ■文化的サービス

適切な間伐を繰り返してきた大木が育つ森で、癒しや健康の場としての利用を行っている。

### 【主な植生】

江戸時代(推定)からスギが植林され、持続的に維持管理されてきたスギを中心とする森林。間伐を繰り返したことで、スギの間に自然と広葉樹が育ち、下層植生にも富んでいる。

#### 【確認された主な動植物】

➤ 植物：高木はモミ、ハンノキ、ネムノキ等。下層植生はイヌザンショウ等の低木類、ウツボグサ、ドクダミソウ、ケキツネノボタン等の草本類、ハリガネワラビ、ツルハシゴケ属等のシダ・コケ類等。

➤ 動物：イノシシ、ノウサギ、鳥類、カワトンボ等

今後、東京大学、大分大学、大分県等と連携して、生態系の調査を実施する予定。



写真の撮影年月：R5年4月

写真の説明：適切な間伐を実施したスギ林。下層植生に富む。



写真の撮影年月：R5年4月

写真の説明：サイト内に流れる沢（筑後川の水源）

出典：環境省「自然共生サイト」認定サイト一覧より抜粋

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

11

## 調査3 既存の森林認証におけるCoC認証の現状

### ➤ 調査方針

» 現行の森林認証（SGEC/PEFC、FSC）のCoC認証における持続可能性への配慮に関する情報の取扱い等を調査。

### ➤ 調査内容

» CoC認証の概要および現状、実態

■ 認証件数、流通量、市場における認証材の需要、評価、生物多様性等の取扱い 等

» 森林経営計画等の国内制度と森林認証の関係

■ 認証審査の要素に入っているか等

» EUDR、TNFDへの対応

■ 新しい制度への適合や規格改正等について最新の状況を整理

» 持続可能性を担保した木材の流通におけるCoC認証の位置付け

■ 第三者認証や認証林、認証材のサプライチェーンにおける情報伝達について

2024/10/24

©Japan Forest Technology Association

12

調査方針

- ▶ 調査1～3で情報収集した内容を基に、持続可能性に配慮した木材の供給・利用を行う事業者等に対して現況を聞き取り調査。
  - 対象は、川上（森林経営、素材生産）・川中（木材加工・流通）・川下（建築）の区分から選定する。

調査対象

▶ 素材生産（川上）

- 調査2の内容を基に整理する。
- 川上に該当する委員に聞き取り。
  - 委員：南三陸森林管理協議会、田島山業、全国森林組合連合会

▶ 木材加工・流通（川中）

- 調査3の内容を基に整理する。
  - 既存のサプライチェーンの実態、改正CW法の合法性証明の流れ。
  - CW法のデューデリジェンスの課題。
- 川中に該当する委員や事業者（製材事業者等）に聞き取り。
  - 委員：全国木材組合連合会

▶ 建築事業者（川下）

- 川下に該当する委員や事業者（デベロッパー、ゼネコン等）に聞き取り。
  - 施主やデベロッパーより要求事項を整理する。
  - 委員：住宅生産団体連合会、大成建設、不動産研究所

3. 議論いただきたい点

- ▶ 持続可能性に配慮した木材の供給・利用や、持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方の整理に向けて、森林経営・木材供給・木材調達の経験から、以下の観点を含め、幅広くご議論いただければ幸いです。

(例)

- ▶ 持続可能性に配慮した木材の供給や利用（調達）について、どのような取組を行うべきか。現在はどのような取組を行っているか。
- ▶ 持続可能性に配慮した木材について、どのような情報を伝達又は発信するべきか。現在、扱っている内容は何か。そこでの課題は何か。
- ▶ どのような方法で、持続可能性に配慮した木材に関する情報伝達を行うべきか。現在、行っている手法は何か。その際の課題は何か。
- ▶ その他、持続可能性に配慮した木材に関する情報伝達において、重視すべき点は何か。

令和6年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL 等の利用拡大のための環境整備(持続可能な木材供給・利用の環境整備)

第2回検討委員会

議事次第

日時 令和7(2025)年1月14日(火)～24日(金)

場所 書面開催

- (1) 調査結果について(中間報告)
  - ・ 調査の方向性・項目(資料1)
  - ・ 聞き取り結果の概要(資料2)
  - ・ 持続可能性に配慮した木材の供給・利用に係る事例(資料3)
- (2) 調査結果から抽出された課題と整理の方向について
  - ・ 調査結果から抽出された課題と整理の方向(素案)(資料4)
  - ・ 第三回に向けた調査・整理方針(資料5)
- (3) その他
  - ・ 事業のスケジュール(資料6)

参考資料: 第1回検討委員会 議事録 詳細版

以上



令和6年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備

## 持続可能な木材供給・利用の環境整備 第2回検討委員会（書面開催）

Japan Forest Technology Association



令和7（2025）年1月14日（火）

一般社団法人

日本森林技術協会

1.

- ・調査結果について
  - ・スライド3～5 資料1
  - ・スライド6～9 資料2
  - ・スライド10～18 資料3

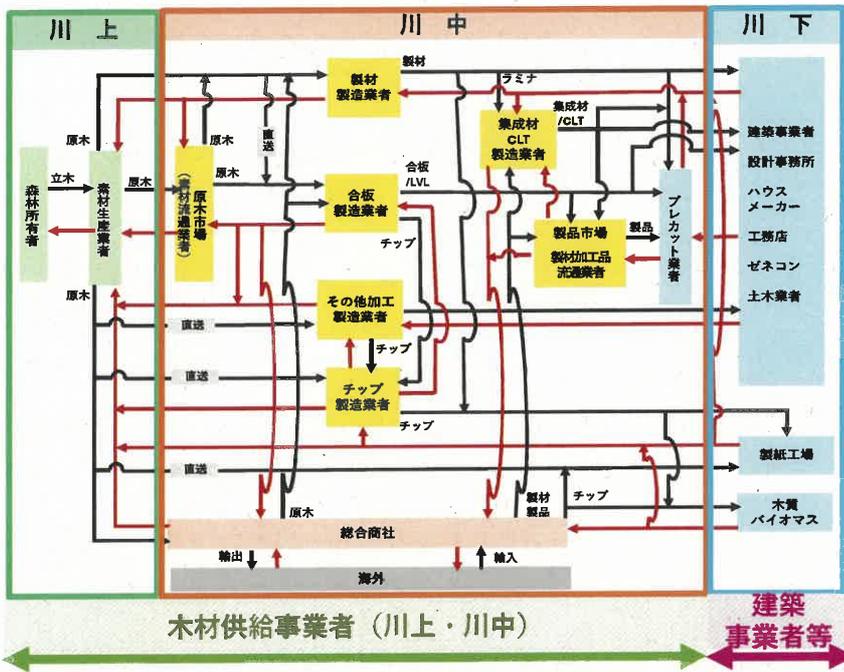
2.

- ・調査結果から抽出された課題と整理の方向について
  - ・スライド19 資料4
  - ・スライド20 資料5

3.

- ・その他
  - ・スライド21 資料6

- ▶ 木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う、持続可能性に配慮した木材供給のあり方の検討にあたり、川上・川中・川下のサプライチェーンにおける情報伝達を整理する必要がある。
  - » 「どのような情報」を「どのように伝達」していくのが重要。



- ▶ 情報の内容や伝達方法の整理が重要となる中で、わが国の木材流通は複雑多岐に渡る。
  - » 下記2点を整理すべき具体的な内容として抽出。

- ① 持続可能性に配慮した木材の考え方
- ② 持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方

## 調査の方向性・項目③

### ▶ 調査項目 (共通)

#### ▶ 【森林経営 (川上)】 持続可能な木材 (丸太) の供給を求められた場合について

- ① 持続可能性が担保された木材の需要が増えることについて、どう考えているか。
- ② 持続可能性が担保された木材の需要拡大が、持続可能な森林経営の拡大につながるようになるためには、どのようなことが必要だと考えているか。
- ③ 持続可能性が担保された木材の供給について、課題として感じていることはあるか。
- ④ 持続可能性への配慮の確認のために、川中に提供できる情報は何か。

#### ▶ 【木材加工・流通 (川中)】 持続可能性が担保された木材・木材製品の調達・供給について

- ① 持続可能性が担保された木材製品を需要者から求められた場合、供給上の課題はあるか。
- ② 持続可能性が担保された木材 (原木) の調達について課題はあるか。
- ③ 持続可能性が担保された木材製品の供給を拡大していく場合、どのような課題が出てくると考えているか。
- ④ 持続可能性への配慮の確認のために、川下に提供できる情報は何か。

#### ▶ 【建築 (川下)】 国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達することについて

- ① 持続可能性に係る国際的な動きを踏まえ、今後どのようなことに留意が必要と考えているか。
- ② 現時点で、調達上の課題として感じていることはあるか。
- ③ 持続可能性への配慮の確認のために必要な情報は何か。



## 聞き取り結果の概要①(2025年1月6日時点)

資料2



### 事業者等の状況

評価 機関	<p>(J社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業等の気候変動対策や環境への取り組みを、企業自身が開示する情報を基に評価。評価は4段階(情報開示・認識・マネジメント・リーダーシップ)に基づいて、独自のスコアリングシステムを使用し、8段階評価でランク付けを実施。</li> <li>ネイチャーポジティブの指標のひとつとして生物多様性の評価が考えられる。なお、質問項目として設定しているが、評価方法等は国際的に議論の途上のため、現時点では評価対象ではない。</li> <li>森林の評価は、人工林の伐採後の再造林ではなく、天然林の減少(他の土地利用への転換)への対応(例: 荒廃した土地が復元(原状回復)できたのか)が中心。</li> <li>木材の評価は、原産地までトレースできていることをベストプラクティスとしている。原産地が不明な木材の調達量の割合を注視。</li> </ul>
川下	<p>(A社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性への配慮が建築物の付加価値につながるよう都市部の生活者と山元をつなぎ、施主から森林の維持・再生の共感を得る活動を実施。</li> <li>山元に再造林してもらえる木材価格となるよう留意して調達。</li> <li>山元と工務店の時間軸(リードタイム等)が異なるため、お互いが同じ時間軸で流通を考える必要があり、プラットフォームを通じて年4回関係者の意思疎通の場を提供。</li> </ul> <p>(B社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造建築の普及にあたり、鉄から木への新しい取組になるため品質確保等のためのコストが掛り増しとなっている。その上に持続可能性に係るコストを追加することは、それに見合う価値について施主の理解を得ることが難しい。施主側の意識の醸成が重要。</li> <li>持続可能性への配慮の確認(認証材等)は、施主の要望次第であり、現状ほとんどない。そのため、情報として重視するのは木材の建築資材としての品質・性能である。</li> </ul>



## 聞き取り結果の概要②(2025年1月6日時点)

資料2



### 事業者等の状況

川下	<p>(C社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性への配慮の確認は国内工場の全てで取り組み、その追加コストも価格に反映している。製材工場が調達する原木は、山元の条件を指定(例えば、山の経営方針として伐採後は必ず再造林する等を確認)。</li> <li>国産の認証材を活用したいが、十分な量を調達できない。そのため、しっかりした水準の工場を探すようにしている。</li> <li>施主の意識変化として、特に非住宅は環境配慮や国産材を意識する顧客が多い。</li> <li>生物多様性は、当社は再造林での対応と考えているが、同業他社の事例として施工地内の緑地化で生物多様性が広がるという認識があり、今後もその傾向があると思われる。</li> </ul> <p>(D社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他社との競争がある中で、持続可能性に係る追加コストは、建築物の決められた価格の範囲の中で対応することになる。認証材の指定があればコストをかける。また施主要望の場合は施主負担。</li> <li>持続可能性への配慮の確認は、木材の購買契約の中で、どのような認証材を使用しているのか表記。表記がない場合も伐採地の記載と供給業者の情報を提供。一方で、認証材の供給量は少ない。</li> <li>シンガポールは環境や持続可能性への総合的な寄与に応じて建築物にランクを付けており、施主側もランクの高い建築物へのニーズが強い。日本でも、木材の持続性を客観的に評価できるようになり、そのような木材を使うことが建築物の評価を上げられるようになるよといのではないか。</li> </ul>
川中	<p>(E社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性に配慮した木材の情報収集や伝達方法については、現行の木材や木材製品の合法性の証明方法から離れたものとならないことが重要。</li> <li>中小規模の事業者においては、現行のやり方を変更してしまうと対応できない可能性がある。クリーンウッド法のもとで、必要書類等が円滑に流れるようになることが望まれる。</li> <li>持続可能性への配慮に係る活動は、再造林だけではなく、針広混交林等の生物多様性の保存を意図した伐採や天然更新があることに留意。</li> </ul>



## 聞き取り結果の概要③(2025年1月6日時点)



### 事業者等の状況

川中

(F社)

- 現場から搬出された木材の証明が連鎖するような木材供給の資料を整えることが重要。
- 素材生産事業者から製材事業者、川下へ位置図を含む証明書類を流すシステムができあがっている。伐採事業者に対して、事前約束なく、すべての現場の確認(現地踏査・現場写真の保存)を行い、適否の判断を行う。
- 持続可能性を担保するためには、森林経営計画のもとで生産される材であることが必要。なお、人工林を伐採後に天然更新する場合について持続可能性という観点からの位置付けをどのように考えていくのかに留意が必要。

川上

(G社)

- 現状、持続可能性を証明することに対するコストが見合わないため、コストを補うためのJ-クレジット等の他の収入があれば、取り組みやすいと思慮。
- 周辺に「生物多様性」として配慮している事業者はいないため、どの程度を持続可能性として認めるのかが重要と思慮。具体的には、森林経営計画にランクを付ける、森林認証の有無等で持続可能性を証明できるとなると、取り組みやすいと思慮。
- 自然共生サイトがTNFDにおいて評価され、投資を呼び込めることを期待。

(H社)

- 持続可能性の定義、担保する方法によっては手間が増える恐れがあるが、持続可能性が価値として認められる潮流は好ましい。
- 今後、デューデリジェンスの基準が高まることが想定される。持続可能性が担保された木材を求める市場(取引)が広がっていることを川上が認識し、かつ、必要な情報を提供できる能力と川下に伝達できることが必要。
- サプライチェーンが複雑で川下の要望が川上に伝わりにくい。木材の生産者側と消費者側で意識に差異がある。



## 聞き取り結果の概要④(2025年1月6日時点)



### 事業者等の状況

川上

- 認証のためのコストは価格に反映されていない。なお、認証を求めるユーザーとつながることで買い手の範囲が拡大。FSC、生物多様性(イヌワシの狩場創出)の取組自体が顧客に対するコミュニケーションツールとなっている。

(I社)

- 地域材を使用したいニーズはある。しかし、完成した住宅や家具等で木材の産地の確認が難しい場合が多い。伐採・加工・建設までを一貫し、伝票で明示されることと、第3者によって視覚的に確認できることを担保することが求められる。
- 持続可能性が担保された木材の需要拡大が持続可能な森林経営につながるためには、森林所有者等への収入増、林業事業者の意欲向上、従事する人材の増加、森林への興味関心の増加が必要。また、川上の情報が川下(顧客)に適切に伝達されることも重要。
- 認証材やデューデリジェンスへのニーズは家具や輸出用において増えていると感じる。対応するには合法木材以上のトレーサビリティ情報が必要となる。内装関連企業と直接取引した際は、顧客に示せる情報を求められ、森林経営計画や伝票などを提供した。川下も川上もお互いの状況を理解しておらず、当組合のような、必要とされるものを流せるコーディネーターが必要。
- 認証材が少ないため、大きな需要に対して短期間で必要量を生産することは難しい。顧客(発注者)の情報と川上の情報を事前に把握することが必要。こうした情報のコーディネートできる人材の確保も重要。
- 持続可能性への配慮の確認として、再生林の保証が求められる。原則、針葉樹であれば伐採後に植栽し、広葉樹であれば更新伐により更新を実施。また、川下の顧客自身に実際に見て理解してもらうことも重要で、互いに交流することが必要。



	課題	整理の方向
持続可能性に係る関係者の認識の違い	<ul style="list-style-type: none"> <li>川上と川下で共通の認識を持っていない。</li> <li>「持続可能性」の担保として伝達すべき情報(ア)TNFD、CDP等への対応で求められる情報はどこまでか。(イ)現在の合法性証明で担保されている情報はどのような水準か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川下におけるニーズを整理。</li> <li>川下のニーズに対し、川中・川上が提供できる情報を整理。 (ア) 生物多様性に係る取組 等 (イ) 伐採届、森林経営計画 等</li> </ul>
情報の確認・伝達手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>川上・川中・川下の各段階で、「持続可能性」の担保として伝達すべき情報の確認・伝達手法は、既存の仕組みを含め、どのような対応が可能か。 →協定の締結 →木材流通システム(プラットフォーム等) →既存の枠組み(森林認証、CW、等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の確認・伝達手法について、 ➢ 紐づく情報の単位(木材(林分)単位/経営体単位) ➢ オープンな流通において評価される統一的な仕組み/メンバーシップ内でのクローズドな仕組み 等に区分して対応方法を整理</li> <li>情報の伝達にあたって、透明性と客観性をどのように担保できるのかを整理 → 受発注者間の書類(伝票等) → 第三者が発行する証明書</li> </ul>
価値の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性に関する追加的な情報提供へのコスト負担が、情報の利用者により適切に行われることが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加的な情報を付加価値ととらえられるような、川上から川下までの連携を促進するための取組を整理。</li> </ul>



- 川下におけるニーズを整理するため、川下企業における木材調達において持続性を担保するための独自の取組や、TNFDにおける木材調達に関する項目を調査。
- 川上・川中から提供できる情報及びその伝達方法について整理を継続。
- 川上から川下までの連携を促進するための取組の在り方について整理。

ご意見を頂きたい点

- 「調査結果から抽出された課題と整理の方向(素案)」及び「第三回に向けた調査・整理方針」について、内容が妥当か、また追加すべき要素がないか、ご意見をお願いいたします。
- なお、ご意見等は別途、送付している「意見様式(Word)」にご記入ください。



# 事業のスケジュール

資料6

事業内容	令和6（2024）年				令和7（2025）年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会の設置・運営		<p>★ 第1回 10/24</p> <p>〔 ・事業実施計画 ・調査項目 〕</p>			<p>★ 第2回 1/14～24 書面</p> <p>〔 ・調査結果：中間 ・調査結果から抽出された課題と整理の方向（案案） 〕</p>	<p>★ 第3回 2/21 対面</p> <p>〔 ・調査結果報告（最終） ・課題と対応策の整理 〕</p>	<p>3月14日（金） 納品日</p>
現況調査および情報整理・分析	文献調査・インターネット調査			現況調査	課題と今後の対応方針とりまとめ普及周知等の実施		
とりまとめ				報告書の作成 概要版・詳細版の作成			
事業成果の普及				日林協HP 公開 森林技術への寄稿等 事業完了後も普及			

2025/1/14-24

©Japan Forest Technology Association

21

令和6年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL 等の利用拡大のための環境整備(持続可能な木材供給・利用の環境整備)

第3回検討委員会

議事次第

日時 令和7(2025)年2月21日(金) 15時00分から17時30分

場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地

TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 7F カンファレンスルーム7C

(対面および Web 会議「Webex」を利用)

1. 開会

2. 挨拶

林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長 武藤 信之  
一般社団法人日本森林技術協会 理事長 小島 孝文

3. 委員等紹介

4. 議事次第

(1) 第1回・第2回検討委員会における意見概要(報告)(資料1・2)

(2) 追加ヒアリング・事例調査結果(報告)(資料3)

(3) 課題と対応方向(案)について(資料4)

(4) その他

- ・ 報告書目次(案)(資料5)
- ・ 事業スケジュール(資料6)

5. 閉会

## 配布資料一覧

資料1	第1回検討委員会における意見概要
資料2	第2回検討委員会における意見概要
資料3	追加ヒアリング・事例調査結果
資料4	課題と対応方向(案)
資料5	報告書目次(案)
資料6	事業スケジュール
参考資料1	『建築物への木材利用に係る評価ガイドンス』(抜粋)
参考資料2	第1回・第2回検討委員会配布資料(抜粋)

## 【委員等名簿】

(委員は50音順、敬称略)

区分	No.	氏名	所属	出欠
委員	1	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長(木材利用動向分析担当)	Web 出席
	2	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長	出席
	3	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 基礎研究部 主任研究員	出席
	4	大池 一城	大成建設株式会社 サステナビリティ経営推進本部 環境経営推進部 環境経営推進室長	出席
	5	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長 (株式会社佐久 専務取締役)	出席
	6	佐川 和佳子	協和木材株式会社 専務取締役	出席
	7	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長	出席
	8	立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授	出席
	9	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役	出席
	10	西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹	出席
	11	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長	出席
	12	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長	出席
林野庁	13	武藤 信之	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長	出席
	14	中村 誠	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 課長補佐	
	15	松田 涼	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 住宅資材技術係長	
オブザーバー	16	森田 由佳	国交省 住宅局 住宅生産課 課長補佐	Web 出席
	17	間宮 和親	国交省 住宅局 住宅生産課 行政実務研修員	
事務局	18	小島 孝文	一般社団法人 日本森林技術協会 理事長	
	19	大萱 直花	一般社団法人 日本森林技術協会 ICT 林業推進室 室長	
	20	窪江 優美	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ 森林創生支援室 専門技師	
	21	磯谷 孝一	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ リーダー	
	22	井上 樹芳	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ 専門技師	
	23	木村 成美	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ 専門技師	
	24	田井 紗也子	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ 森林創生支援室 技師	

注:オブザーバーについて、上記以外に林野庁 企画課、木材利用課、経営課、計画課、森林利用課、経営企画課から参加。

以上



## 第 1 回検討委員会における意見概要

令和 6（2024）年 10 月 24 日（金）に開催した第 1 回検討委員会において、以下の意見がありました。

- ①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見
- ②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見
- ③取り扱う情報や取組の水準等に係る意見
- ④求められる情報の提供可能性に係る意見
- ⑤その他留意事項等

### 1. 持続可能性に配慮した木材の考え方

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ・ 「持続可能性に配慮した木材」について、参加者の間で認識の差がある可能性があり、具体的な形で意思統一を図った方が良い。
- ・ 持続可能性に配慮した木材とは、森林経営計画の下で生産された材である必要。なお、人工造林を伐採後に天然更新する場合については留意が必要。
- ・ 持続可能性に配慮した木材とは、再造林だけでなく、針広混交林化等生物多様性保全を意図した伐採や天然更新があることに留意すべき。

### 2. 持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ・ 改正クリーンウッド法に基づいた情報の伝達等を行うための無料の Web システムができるという話を聞いたため、活用できればコスト負荷低減になるのではないかと。

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ・ 現在の木材・木材製品の合法性の証明方法（既存のクリーンウッド法の活用など）から離れたものとならないことが重要。
- ・ 欧米向けには森林の国際認証があるが、日本においては改正クリーンウッド法に持続可能性を追加し、再造林までセットという日本発の仕組みを作り上げる必要があるのではないかと。
- ・ 現状は認証材が高く売れたことがないため、認証材や CO2 排出削減ラベリング等の取組が可能な買取価格となる市場が必要。
- ・ ガイダンスを進めていくためには、特に「意欲と能力のある林業経営体」が持続可能性に配慮した木材の供給へのインセンティブが持てるようにする必要。

以上



## 第2回検討委員会における意見概要

令和7（2025）年1月14日（火）から24日（金）に書面開催した第2回検討委員会において、調査結果から抽出された課題と整理の方向について、以下の意見がありました。

- ①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見
- ②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見
- ③取り扱う情報や取組の水準等に係る意見
- ④求められる情報の提供可能性に係る意見
- ⑤その他留意事項等

### 1. 持続可能性に係る関係者の認識の違いについて

- ① 検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

中長期的且つ俯瞰する視点をもって、持続可能性に配慮した木材を適正な価格で多面的に使用していくことを進め、その取組みを社会に発信するという視点が重要。先駆的な取組を行う川下側の企業が、その取組の情報発信を行うことにより、ひいては立木価格の適正水準化に繋がると思われる。

川下が求めるトレーサビリティの情報に関するニーズの強さ（必須/あれば価格等反映可能/あれば商売上有益等）、建設事業者のデューディリジェンスの取組に対する反応をはじめ施主の持続可能性に配慮した木材への意識、川下が必要とする持続可能な木材利用のための情報が何かを知りたい。

- ⑤その他留意事項等：

生物多様性については、本事業において、木材利用を通じた森林の維持や再生という意味での生物多様性を意図していることを明確にすべき。

### 2. 情報の確認・伝達手法について

- ①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

持続可能性に配慮した木材の調達について、川下が、どういった木材をどのくらいの数量でいつまでに必要かという情報発信を、どのような手段によって行っているのか、どのくらいの時間的余裕をもって行っているのか等を確認することや、その手段は適切か、課題は何かの検討も必要。

木材加工や流通に係る主体は規模の大小により、行動原理や行動能力に差がある。その差をふまえた課題設定を行い、解決策を見つけていく必要。

川中が、川上と川下の間の情報共有をどう図っているか/図れるか、あるいは双方に持続可能性に関する働きかけをどう行っているか/行っていけるかも、あるべき情報共有の仕組みを考える上で追加で確認する必要。

## ② 取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ・ 既存の情報の活用により川上の負担が軽減される。クリーンウッド法など既存の制度やT NFDへの対応等、川下企業がどのような情報を求めているのかを整理できるとよい。
- ・ 合法性確認は前提となるが、トップオブトップの流通も必要。
- ・ 持続可能性に配慮された森林経営計画であれば、川上の負担は少なくなる。

## ③ 取り扱う情報や取組の水準等に係る意見：

- ・ 川下に行くほど出所の異なる木材が混ざっていく。川下の求める情報の水準が高くなるほど、分別管理の手間やコストがかかることや、川下からのトレーサビリティが困難になることについても言及すべき。

## ④ 求められる情報の提供可能性に係る意見：

- ・ 持続可能性への配慮を小規模零細な 1 森林所有者に求めることには困難さが伴う。まずは大規模所有者あるいは森林組合というまとまりの中で考えることが重要。その観点で、関連情報の収集や森林所有者への共有について、森林組合として担えることを再確認する必要。
- ・ 森林法の遵守、合法木材や森林認証と段階を踏んでいく中で、森林所有者が情報の伝達に対応できるか、対応できないことに対してどのようなサポートが必要かを把握し、方策を検討することも必要。
- ・ 情報のコーディネートを川上・川中・川下のどこが担うのが課題。

### 3. 価値の配分について

## ① 検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ・ 情報開示に要するコストや負担について定量的に議論できるとよい。
- ・ 木材調達における付加価値としての価格アップの可能性について整理してほしい。
- ・ コストの価格転嫁と付加価値化は結果的には買取価格の向上となるが、その意義と実行プロセスは全く異なるものであり、課題、整理の方向も分けて整理すべき。

## ⑤ その他留意事項等：

- ・ 川中から川下への追加的な情報提供へのコスト負担は情報の利用者（施主含む。）を前提としてほしい。
- ・ 川上が認証取得の費用負担をしてもコストが合わないことから、認証材の供給量を増やすことは難しい。
- ・ 中小以下の規模の川下企業では、国際的な動向に合わせた対応のためにコスト負担することは厳しい。

#### 4. その他

⑤その他留意事項等：

- ・ 輸入木材を含めて日本での SCM について、海外へ発信することが重要。
- ・ EUDR 等の運用方法も参考に社会や経済が求める持続可能性に関する尺度について状況に応じ整理してほしい。
- ・ 持続可能性に関連した情報については、強制力をもって情報フローを構築していくことが必要。

以 上



令和6年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備

## 持続可能な木材供給・利用の環境整備 第3回検討委員会 課題と対応方向（案）

Japan Forest Technology Association



令和7（2025）年2月21日（金）  
15時00分～17時30分  
場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
カンファレンスルーム 7C  
（Web会議「Webex」を併用）

一般社団法人  
日本森林技術協会

### 課題と対応方向（案）

	課題	対応方向
(0) 一般的な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドンスの役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理（「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」の別冊とすることも想定）</li> <li>森林組合、林業事業者等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理</li> </ul>
(1) 情報の種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性に配慮した木材の要素</li> <li>合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い</li> <li>国際的な枠組みへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」（R6.3）において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理</li> <li>川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理</li> <li>国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理</li> </ul>
(2) 情報の確認・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の種類に応じた伝達方法を整理</li> </ul>
(3) 関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理</li> </ul>

# (1) 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等

■ 「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」においては、「持続可能な資源の利用」のうち、「持続可能な木材の調達」及び「森林資源の活用による地域貢献」の評価項目が、持続可能性に配慮した木材に係る情報。

## 建築物への木材利用に係る評価ガイドンス（概要版）抜粋

評価分野	評価項目 (建築事業者等が行う取組)	評価方法
1. カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディードカーボンの削減	✓ ライフサイクルアセスメント (LCA) により算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係る温室効果ガス (GHG) 排出量を示す。
	②建築物への炭素の貯蔵	✓ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。
2. 持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達 (デュー・デリジェンスの実施)	✓ 利用する木材について、以下を確認していることを示す。また、i)についてはその量や割合を示す。 i) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材 (森林認証制度により評価・認証された木材) であることのいずれかであること。 ii) サプライチェーンにおいて責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ人権尊重の取組が実施されていること。
	②森林資源の活用による地域貢献	✓ 地域産材 (又は国産材) の利用の有無、利用量や利用割合を示す。 ✓ 地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。 ✓ 産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。
	③サーキュラーエコノミーへの貢献	✓ サーキュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓ 建築物において循環性 (サーキュラリティ) を意識した、例えば以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の (再生不可能な) パージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材 (木質ボード等) を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。
3. 快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果	✓ 建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。

2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

3

# (1) 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等

■ 「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」では、クリーンウッド法において合法性の確認に活用できる書類や、そのうち伐採後の更新の担保にも活用できる書類を例示。

## 建築物への木材利用に係る評価ガイドンス（概要版）抜粋

伐採の種類		書類 (※)
民有林	普通林の伐採	森林経営計画認定書及び森林経営計画書 森林経営計画に係る伐採等の届出書 (森林法第15条)
	森林経営計画対象森林以外の伐採 (伐採後も森林として維持する場合)	伐採及び伐採後の造林の届出書 (森林法第10条の8) 適合通知書
	その他伐採造林届出書の提出が不要な伐採	林地開発許可書 (1ha超 (太陽光発電設備の設置が目的の場合は0.5ha超) の林地転用に伴う伐採の場合) 森林所有者等による独自の証明 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
保安林の伐採	保安林 (保安施設地区) 内立木伐採許可決定通知書、保安林 (保安施設地区) 内択伐 (間伐) 届出書、保安林 (保安施設地区) 内緊急伐採届出書等 (届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書)	
国有林	国有林野の伐採	森林管理署等と交わした売買契約書 (樹木採取区内での樹木の採取については、樹木料の確定通知)
上記以外の伐採	森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採	伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	法令による伐採手続が不要な伐採 (2条森林の伐採)	森林所有者等による独自の証明
	森林認証材に係る伐採	FSC又はPEFC/SGEC森林認証に係る証明書
	地域材に係る伐採	都道府県や市町村が独自に行う地域材証明制度に基づく証明書

※下線は森林の伐採後の更新が担保されることの確認にも活用できる書類。これら以外の書類に基づく伐採については、伐採後の更新が担保されるかどうかは場合によるため個々に確認する必要がある。なお、本表は現行のクリーンウッド法に基づくものであり、2023年改正法の施行 (2025年4月1日予定) 後は一部変更となる見込みである。改正クリーンウッド法に関する最新の情報は林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を参照。  
<https://www.rinyu.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

4



## (1) 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等

➤ これまでの調査において、以下の事例を把握。

- ① 合法性が確認でき、かつ更新の担保が確認されること（木材利用評価ガイドンス）。またその情報が利用者まで提供されること。（伝達される情報の詳細度は利用者のニーズによる。）
  - 合法性確認（森林経営計画等）を徹底、要望に応じて合法性証明書類、位置図を川下に提供。（ノースジャパン素材流通協同組合）
  - 合法性等が自社の水準に合致することを、調達先となる工場単位で確認。（住友林業）
- ② 持続可能性に関する追加的な取組に関する情報
  - 再造林率100%を目指すことを宣言し、これを評価する川下企業や行政と木材利用促進協定を締結して発信。（佐伯広域森林組合）
  - 森林認証＋生物多様性保全に係るモニタリング調査結果等の独自の取組を発信。（田島山業）
  - 森林認証＋TNFD対応の検討、イヌワシ生息環境の再生など生物多様性保全に係る独自の取組を発信。（南三陸森林管理協議会）

2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

5



## (1) 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等

- クリーンウッド法をはじめ既存の制度への確実な対応に加え、事業者が独自の取組や国際的な枠組み（TNFD等）への対応を追加的に実施することを想定。

「持続可能性に配慮した木材」に係る情報の種類のイメージ

	既存の制度等への対応に係るもの	独自の取組に係るもの	国際的な枠組への対応に係るもの
特徴	✓ 制度を起点として幅広く対応可能	✓ 個別の事業者が独自に対応	✓ トップランナーの事業者が先行して対応
情報の内容	✓ 合法性が確認※でき、かつ更新の担保が確認できるもの（「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」にて整理済）	✓ 経営体としての独自の取組・宣言（森林認証の取得、再造林率、生物多様性に係る宣言等）	✓ 国際的な枠組（TNFD、CDP、EUDR他）への対応に係る情報
留意点	✓ 評価ガイドンスの作成後にまとめられた生物多様性の保全に配慮した森林施業の取扱いは反映されていない	✓ 川上は持続可能性の証明のための情報を模索しているが、川下が求める情報が分からない	✓ 国際的な枠組が検討途上であり、日本の特徴に応じて必要な情報が不明確

※「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づく証明書もクリーンウッド法の合法性確認に利用可能。

- 持続可能性に配慮した木材の要素、川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱い、国際的な枠組みへの対応等について更に整理。

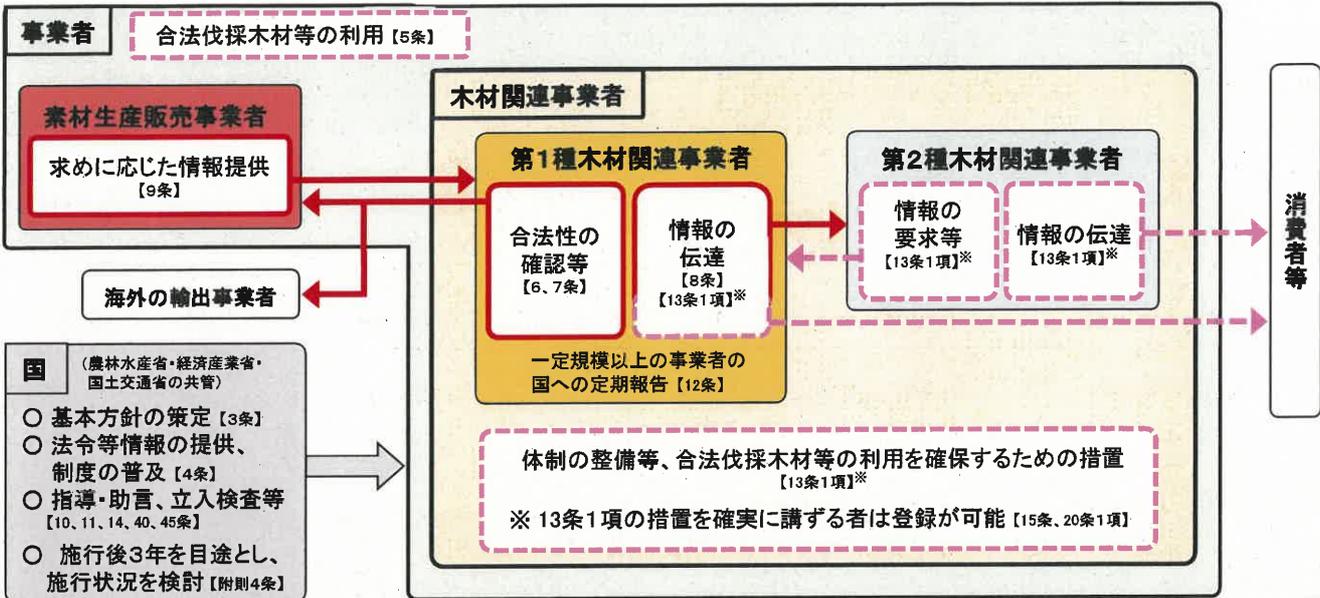
2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

6

- (1) 事業者は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) 木材関連事業者は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種(川上・水際)木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務(必ず行わなければならない事項)      - - - - -> : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

7

- ◆改正クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等に活用可能なシステムを開発中です
- ◆本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です
- ◆詳細については令和7年1月以降に説明会等を行う予定です

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲(黄色マーカーの作業をシステム化)

素材生産販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
<b>【義務】</b> 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	<b>【義務】</b> ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④(一定規模以上)定期報告	<b>【努力義務】</b> ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	<b>【努力義務】</b> ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等(消費者を含む)に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等

**記録の保存や検索が容易になります**

- 一覧表で一目で分かる
- 登録日や取引先等から容易に検索可能

**制度への対応支援**

- 必須項目を入力、保存、送信することで制度対応
- 必要に応じ参考情報提供
- 必要事項が記載された帳票作成

2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

8

## (2) 持続可能性に配慮した木材に関する情報の確認・伝達

➤ これまでの調査において、以下の事例を把握。

### ① 情報の連鎖により伝達（オープンな流通・情報伝達）

» クリーンウッド法に基づく合法性確認の徹底、詳細な情報は供給先からの要望に応じて提供（ノースジャパン素材流通協同組合）

### ② 情報を相対で伝達（メンバーシップ内でのクローズドな流通・情報伝達）

- » 製品単位の情報をサプライチェーン関係者が同時に情報共有することが可能なプラットフォームの構築（伊佐ホームズ）
- » 自社で調達先となる工場を確認・選別し独自のサプライチェーンを構築（住友林業、竹中工務店）
- » 森林認証におけるCoC認証

### ③ 林業経営体の取組を発信

- » 木材流通はCoC認証の元で行うが、独自の取組の発信により施主と直接連携（登米町森林組合、南三陸森林管理協議会）
- » 木材利用促進協定を活用し、再造林を促進する川下の取組とセットで発信（佐伯広域森林組合）

➤ 事業者の実情を踏まえ、情報の種類に応じた伝達方法を整理。

2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

9

## (3) 関係者の役割

➤ これまでの調査において、以下の事例を把握。

- » プラットフォームを通じて施工者から山元・製材所に直接支払うことで山元への還流と関係者の信頼向上を達成（伊佐ホームズ）
- » 木材利用促進協定を活用し、再造林にかかるコストを含めた価格をサプライチェーンの関係者間で設定（佐伯広域森林組合）
- » 独自の取組に共感する施主に直接販売（材工分離）（登米町森林組合）

➤ 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理。

### 関係者の役割のイメージ

	川上（林業経営体等）	川中（流通・加工事業者）	川下（施主、施工者）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 持続可能性への配慮の実施主体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 持続可能性に配慮した木材（原木）の調達・加工・出荷</li> <li>✓ デュー・デリジェンスの実施</li> <li>✓ 情報の収集と管理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 持続可能性に配慮した木材の調達・利用（調達や利用方針の策定）</li> <li>✓ 川上から川下までの連携体制の構築</li> <li>✓ 情報開示と報告 等</li> </ul>

2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

10

## 課題と対応方向（案）（スライド2の再掲）

- ガイドランスの作成に向けては、「課題と対応方向（案）」に沿って、構成や内容等を検討（必要に応じ、事例等情報を収集・整理）

	課題	対応方向
(0) 一般的な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドランスの役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理（「建築物への木材利用に係る評価ガイドランス」の別冊とすることも想定）</li> <li>森林組合、林業事業者等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理</li> </ul>
(1) 情報の種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性に配慮した木材の要素</li> <li>合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い</li> <li>国際的な枠組みへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドランス」（R6.3）において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理</li> <li>川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理</li> <li>国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理</li> </ul>
(2) 情報の確認・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の種類に応じた伝達方法を整理</li> </ul>
(3) 関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理</li> </ul>

2025/2/21

©Japan Forest Technology Association

11

令和 6 年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業のうち  
CLT・LVL 等の利用拡大のための環境整備  
(持続可能な木材供給・利用の環境整備)  
報告書目次 (案)

1. 事業概要

- 1.1. 背景と目的
- 1.2. 実施内容

※検討体制、調査・検討事項等について記載。

2. 検討経緯

- 2.1. 第 1 回検討委員会
- 2.2. 第 2 回検討委員会
- 2.3. 第 3 回検討委員会

※検討委員会の開催結果、意見概要等について記載。

3. 調査結果

- 3.1. 持続可能性に配慮した木材供給・利用に係る事例
- 3.2. 個別ヒアリングの実施結果

4. 持続可能性に配慮した木材供給・利用に向けた課題と対応策の整理

以上



令和6年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業  
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備

# 持続可能な木材供給・利用の環境整備 第3回検討委員会 事業スケジュール

Japan Forest Technology Association



令和7（2025）年2月21日（金）  
15時00分～17時30分  
場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
カンファレンスルーム 7C  
(Web会議「Webex」を併用)

一般社団法人  
日本森林技術協会

## 事業スケジュール

事業内容	令和6（2024）年				令和7（2025）年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会の 設置・運営		★ 第1回 10/24  〔事業実施計画 ・調査項目〕			★ 第2回 1/14～24 書面  〔調査結果：中間 調査結果から 抽出された課題 と整理の方向 (案)〕	★ 第3回 2/21 対面  〔調査結果報告 (最終) ・課題と対応策 の整理〕	3月14日（金） 納品日
現況調査 および 情報整理・分析	文献調査・インターネット調査			現況調査	課題と今後の対応方針 とりまとめ 普及周知等の実施		
とりまとめ					報告書の作成 概要版・詳細版の作成		
事業成果の普及					日林協HP公開 森林技術への寄稿等 事業完了後も普及		



令和6年度  
CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業のうち  
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備  
(持続可能な木材供給・利用の環境整備)

報告書

令和7(2025)年3月

発行：林野庁

業務委託：一般社団法人日本森林技術協会  
〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地  
TEL 03-3261-5281 (代表)